



令和 5 年 12 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

新春マラソン大会！！に向けて

皆様こんにちは。まだまだ暑い日が続いております。（11月8日執筆）特に弊社の社屋は南面がガラス張りのため、ビニルハウスの中にいるようにポッカポカなのです。冬は良いのですが、夏に部屋に入るとサウナ状態…。

さて、タイトルの通り、毎年恒例、春日井市の新春マラソン大会に参加します。今年は、10kmの部に13人の参加です。お揃いの三上税理士法人Tシャツを着て走っていますので、見かけたら是非お声かけ下さい。おそらく返事をする余裕などありませんが（笑）

あと2ヶ月ほどなので、トレーニング！といきたい訳ですが、今、社内ではこんなものが流行っています。



（私の苦手なディアブロス（笑）をARにて撮影）

そう、モンスターハンターNow！このアプリなのですが、簡単に言えば、ポケモンGO。みんな散歩やジョギングをしながら、モンスターを狩りにいっています。先月の慰安旅行中に、男性社員が集まって何かやっているものだから、私も負けじとやり始めた訳です。いつもは課金の力ですぐに追い抜くんですが、このモンハンNow、移動しないと始まらないので、なかなか社員に追い付かず、日々散歩やジョギングに出かける日々です。

ということで、今回のマラソンは、モンハンNow効果で1時間切りを目指して頑張ります！！

年末年始休業日のお知らせ

年末年始休業日：令和5年12月29日（金）～ 令和6年1月3日（水）

※ **年内の通常営業は12月28日（木）まで** となります。

年始は1月4日（木）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



12月の税務

- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分納付 **納付期限…12月中において各自治体の条例で定める日**
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉、
4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

申告期限…1月4日（木）

本店
便り

電子帳簿保存法が始まります！

文責：亀田

12 月になり寒さも本格的になってきましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。
イーアス春日井にて 11 月 11、12 日の両日、春日井商工会議所青年部が特製のカードを配布するイベントをしていましたので私も GET しました！
なんと弊社のカードもあります。つつい集めてしまいました◎



話は変わり、来年の令和 6 年 1 月 1 日から本格的に開始する電子帳簿保存制度について説明をします。電子帳簿保存法は複雑な話になってきますので、今回はさわりの部分だけお話しします。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければならないという制度です。

（電子データで受け取ったデータを、印刷をして紙でファイルに保存をするのはダメ❌ということです。）

●どのようなデータの保存が必要なの？

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等)に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- ・受け取った場合だけではなく、送った場合にも保存する必要があります。

●どのように保存する必要があるの？

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※保存するファイル形式は問いませんので、PDF に変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

●もっと詳しく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。(右の QR コードからどうぞ)



【参考】

国税庁 電子取引データの保存方法をご確認ください

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0023006-081_03.pdf

インター
店
便り

おにぎり🍙はまさに愛の塊（バクダン）だー！！

文責：大脇

こんにちは🍁残暑が続き、11 月上旬まで日中は半袖で過ごす…なんてこともありました。中旬より本格的に冷え込み秋から一気に冬の到来を感じた今日この頃です。つい最近「今年もよろしくお願いします」と話していたのにもう 12 月…。本当に一日一日があっという間です。

さて、最近出先で行列が出来ているなとふと見たら「おにぎり🍙専門店」でした。

そういえばおにぎり専門店を最近よく見かけますよね。理由として、コロナ禍において中食、テイクアウトが当たり前になり抵抗感が薄れたため、身近なおにぎりも需要が増えたのではないかと、物価上昇が影響していて、おにぎりなら全て国産品で材料をまかなえるため比較的物価上昇の影響が少なく、経営を安定させやすいのではないかと分析されています。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

私は昔人間かもしれませんが、「おにぎりにわざわざ高い値段を出してまで買わなくても…」とてい
ましたが舐めていました。購入する機会があったので食べてみたら…「おいしい！」母親が作る愛情が“塊”
となっているおにぎりや違い、口に入れた瞬間口の中でお米がほどけていく…♡ちょっとした贅沢にまた
利用したいなと思います。ちなみに私の推し具材は「いくら醤油漬け」です😊

年が明けるといよいよ確定申告時期到来ですね。ここで医療費控除をおさらい。

医療費控除とは、一年間に一定以上の医療費を支出した場合に確定申告を行うと、所得税を算出する際に
所得から一定の金額が差し引ける制度です。

●**適用できる範囲は？**：自分が支払った医療費だけでなく、生計を一にする配偶者や子ども、その他の親族
の為に支払った分も含めます。

●**適用できる要件は？**：実際に支払った医療費の合計額から保険金などで補填される給付金の金額を差し引
いた1年間の医療になります。

●**医療費控除の対象となる費用は？**：病院へ支払った治療費、処方薬代や治療の為に購入した市販薬の代
金、通院の為に公共交通機関の交通費（但し、自家用車のガソリン代やコインパーキング代等は対象外で
す）などがあげられます。一方で直接治療に関係のない予防接種代やビタミン剤等のサプリメント代等は対
象となりません。特定の医療品の購入にはセルフメディケーション税制が利用でき、一年間で「特定一般用
医療品等」を1万2千円超購入した場合に、1万2千円を超えた金額を総所得金額等から控除できます。
購入したものが対象医薬品かどうかは、厚生労働省のWEBサイトで一覧表が公開されているほか、購入時
のレシートでも確認できます。

詳しくは担当者まで…。

行楽 日記

善光寺参り

文責：大喜

11月の週末を利用して、長野へ行ってきました。

「一生に一度は参れ善光寺」と昔から云われていますが、私はまだ行ったことがなかったため、是非訪れ
たいと思っていた場所です。そして、我が家の旅はいつも犬連れなので、今回は粗相をしないようマナーパ
ンツを付けて同行です。本堂など建物内は入れませんが、境内は抱っこしていれば連れていけました。

少し前、びんずる尊者像が持ち去られる事件があり、すぐに見つかり事無きを得たようですが、人が一人
で持ち去ることができるような像なのか、実際にみてみたいとも思っていました。



善光寺は無宗派の単立仏教寺院で、住職は天台宗の大勧進貫主と浄土宗の大本願上人
の両名が務めておられるお寺です。ご本尊は日本最古と伝わる一光三尊阿彌陀如来で、
絶対秘仏とされています。

また、善光寺といえば「お戒壇巡り」が知られています。本堂床下の暗闇廊下を歩
き、本尊の真下の錠前を探します。その錠前を握ると極楽往生できるという言い伝えが
あります。

本堂床下の中は思っていたよりずっと暗くて、本当に何も見えない暗闇の中、右側の壁をつたいながら少
しずつ進みました。もちろん、錠前はしっかり握ってきました。

おびんずるさんは想像したよりも大きくて、一人で見つかることなく持ち去ることが
できたというのは不思議でした。びんずる尊者像の体をなで、その手で自分の患部をな
でると悪い部分を治すご利益があるとされているので、最近老眼が進んできた目をしっ
かりなでてきました。

帰りに御朱印もいただき、仲見世通りのお店を楽しんで帰路につきました。

気候もよく、楽しい旅でした。



経営
情報

検知器によるアルコールチェックが義務化されます

文責：小林

●アルコールチェック義務化の内容・背景

国土交通省は、タクシーやバスといった運送業者に対して、運転前後に酒気帯び運転をしていないかを確認することを義務として制度化していました。しかし飲酒運転が原因による交通事故が続いたこともあり、道路交通法が一部改正され、これまでは対象外であった白ナンバー車（自家用車、もしくは商用車に使用されているナンバープレート車）に対しても、アルコールチェックが義務付けられました。



アルコールチェック義務化の対象となるのは、次のいずれかに該当する企業です。

- ・乗車定員が 11 人以上の白ナンバー車 1 台以上を保有する企業
- ・白ナンバー車 5 台以上を保持する企業
(オートバイは 0.5 台で換算。すべて 1 事業所あたりの台数)

この条件だと該当する企業の方も多いのではないのでしょうか？

この義務化は令和 5 年 4 月 1 日から始まっており、チェックの内容は以下の 2 点です。

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること

令和 5 年 12 月 1 日から上記に加え、国家公安委員会が定めた検知器を用いたアルコールチェックを実施すること、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けされます。

●企業の今後の対応

アルコールチェックの義務化については、現時点では直接的な罰則はありません。しかし今後の制度化に備えて企業が準備することは主に以下の 3 点です。

①安全運転管理者の選任

安全運転管理者とは、交通事故の防止と安全運転の確保を目的として配置され、アルコールチェック業務も担当します。

②結果の記録簿の用意

記録簿については以下を参考にしてください。

https://www.wtb.mlit.go.jp/kanto/topics/date/1911/1111/al_kirokubo.pdf

③アルコールチェッカーの用意

アルコールチェッカーについて、警視庁の通達では酒気帯びの有無を確認できるものであればよいとされています。アルコール検知器協議会が認定しているものは以下のサイトを参照してください。

https://j-bac.org/certified_devices/

詳しくは担当者までお問合せください。

【参考】警視庁 HP 安全運転管理者について

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/drm_top.html

無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info